

軍用地料の「分収金制度」(4)

——「砂糖」と「海外移民」・「接収」から「返還」へ——

瀧 本 佳 史
青 木 康 容

〔抄 録〕

本稿では戦前の沖縄の農村と農民、戦後の軍用地返還を取り扱う。琉球王府の時代の農村と農民は、1903年の土地整理によって状況は激変している。サトウキビの栽培は沖縄の農村と農民にいかなる影響を与えたのか。また、得られた私有財産権と移動の自由は沖縄の農村と農民にいかなる変化を与えたのか。特に県内の移動と、海外移民、本土への出稼ぎ、満洲への開拓などいろいろな選択肢があり、農民たちはいかに考え、いかに行動したのかを沖縄と金武村から俯瞰する。

次に、沖縄県における米軍用地の返還の過程、すなわち日本復帰後直ぐ1972年8月の「ハーバービュー・クラブ」返還に始まる一連の軍事施設の返還過程を内外の政治的、社会的な動向との関連から見ようとする。とりわけ軍用地返還に関する二つの立法（「駐留軍用地特措法」と「軍転特措法」）の過程、また関係する諸プレイヤーが構成するいくつかの会議体が返還問題のあり方に大きな影響を与えてきたことを見ようとする論考である。

キーワード 軍用地料, 軍転特措法, 返還跡地促進法, 砂糖, 海外移民

1. 沖縄の砂糖と移民の歴史

1.1 沖縄における砂糖の生産

沖縄における杣山の歴史は、前稿で概観された⁽¹⁾。1609年薩摩侵攻があり、1728年蔡温が三司官の位に昇っている。琉球王府の直轄地であった杣山と百姓地（農地）はそこで生活する農民にとっては不可分なものであった。農民は地割制度のもとで耕作し生活の糧を得、納税し、加えて杣山で賦役に従事し、得られた林産物で生き延びる。農業の担い手である農民は土

地にしばりつけられ、生れた村から他村への転住、都市に移動することは禁じられていた。反面、王府の士階層（大名と士）と付随する農民が居住する首里・那覇・久米・泊に隣接する人口は増加し、士が商工業につくことが奨励された⁽²⁾。

沖縄への砂糖（甘蔗）の伝来は、1374年である⁽³⁾。製糖の技術が確立されたのは薩摩侵攻の以後であり、儀間真常が福建に家人をやり学ばせた製糖法で黒糖をつくった⁽⁴⁾。木製二本式砂糖車で1623年に始めている。1645年には専売制となる。1662年には砂糖奉行がおかれる。王府への上納は、田畑にかかる正租があり、田は米、畑は雑穀、一部は砂糖で代納された。その他付加税、夫役税、浮得税などがあり、更に薩摩への貢納もあった。砂糖は今でいう嗜好品でも現金収入でもなかった。1671年には製糖車が二車から三車に改良された。1697年には王府は百姓一人につき4斤60目の砂糖制限令を出している。1812年には杣山奉行がおかれ、1818年石製きび圧搾機がつくられている。1868年明治維新となり、1879年「琉球処分」、沖縄の人口は32万人。1882年きび圧搾機が鉄製となる。1888年きび作面積制限は解除され、人口は37万人。この頃の製糖法は稚拙なもので、火の管理、汚物の除去が不十分で粗悪糖が多かった。当時は車道も整備されず、荷車もなく、きびは人力で運搬された。生産能力としては200斤の製糖に20数人で3～4日かかった。金武村でも各部落でも農道の整備に尽くし北部における模範村といわれ、牛車式製糖場もつくられた。1893年官有林の払い下げが始まる。1899年公有林を国有林とする。1903年土地整理事業が完了、人口48万人。1904年地割制度廃止、土地の私有財産制がスタートする。琉球王府以来の農民の置かれていた状況は一変し、土地財産の所有と移住の自由が成立した。つまり土地の売買が可能となり、地方から都市へ、逆に都市から地方への県内の移動が可能になり、県外である本土への移動や海外への移動も可能になったのである。

1911年嘉手納に製糖会社が設立される。1924年に台湾からきびの大茎種が移入される。5年後の1929年には金武村に大茎種が普及する。1937年に並里区シジャタ原に製糖工場（40t）が設置され、1939年に字金武池原（50t）、翌年字屋嘉に製糖工場（20t）が設置された。第二次大戦で金武村の製糖工場はほとんど全滅した。1952年並原区シジャタに製糖工場（20t）を設置したが、1958年閉鎖される。北部製糖・農連製糖の分蜜糖工場の稼働で後者に搬入することになった。

砂糖は農民にとって換金作物で、自由に栽培も販売もできるはずの作物である。しかしそうならなかった。理由は1646年の専売制であり、砂糖で米の代納をする貢糖制度であり、買上糖制度である。王府は薩摩に9千両の借金があり、返済のため総ての砂糖を王府が買とり、薩摩に売り利益をあげ、更に薩摩はこれを大阪市場に出荷し大きな利益をあげた。この利益金で王府は借金を返した。2～3年で借金は返済されたが、専売制は継続された。米と砂糖の交換比率でも薩摩が有利となるような貢糖制度が維持された。1697年には生産制限令も出された。きびの栽培面積の制限は、砂糖の生産量を制限し大阪市場での高値安定をはかるためであ

った。1888年まで続いた。制限解除後も農民は貢糖と買上糖を完納しても、残りの砂糖を自由販売できず、県が買い取る制度が1903年まで続くのである⁽⁵⁾。1909年になると分蜜糖が精製され、世界は黒糖(含蜜糖)から白砂糖へと転換していく。また大規模生産の時代へと向かっていくのである。小規模生産であり続けた沖縄の砂糖は琉球王府や政府にとっては有用なものであったが、沖縄の農村や農民にとってはどのような存在であったのか。現在では、黒糖は観光資源として有用な位置を占めている。

1.2 農民と農村

琉球王府の財政は農民の納める貢租や労役を基盤としていた。租税負担は五公五民から三公七民であるが、様々な名目で税が課せられ苦しい生活を余儀なくされていた。農村も農民もギリギリの状況であった。台風や干ばつ、疫病に見舞われると困難を極めた。租税が免除されてもその年限りで、翌年には納税しなければならなかった。土地の質入れ、身売りなどの状況に陥る農民が出てくるのである。身売りは上納のために借りた米や銭を返済不能になった農民が、貸主に対して一定の年限を下男や下女となることである。家庭の崩壊を「家内倒れ(チネーだおれ)」、上納の責任単位である与(組・くみ)が解体する与倒れもおこった⁽⁶⁾。間切の村役人や有力農民の富裕層と貧窮層に分かれていった。

1879年廃藩置県で、華族、士族、平民となった。旧慣温存策が取られ土地制度・租税制度・地方制度は手つかずであった。士族層をみると、有録士族は360人、5%で年額15万円支給され従前の生活が維持できた。無録士族は内職を営んだり、農業に従事したりしていたが、受産資金として十数万円を支給、商売を始めたり、地方の役人や巡査、小学校教師となり、農村に移住した⁽⁷⁾。

1894-95年日清戦争が終結すると、「琉球処分」以来の琉球の帰属問題に最終的な決着がつき、台湾の植民地化で沖縄の軍事的地位や砂糖産地の経済的地位は相対的に低下した。沖縄の土地整理は1899-1903年。①地割制度のもとで使用していた土地を農民の私有地とし、土地所有者を納税者とし、③物品納や人頭税を廃止して、地価の2.5%を地租とする、であった。これにともない、農民は移動の自由と土地所有、税金の納入となった。多くの農民は納税に苦しみ、土地を手放す者も増加し、ここでも土地を失う者と、土地を集める者とに分かれていった。土地を失った農民はただちに小作となっていった本土とは異なり、沖縄県内にとどまる雇用農民、県外への出稼ぎ、海外移民の選択肢があった⁽⁸⁾。

1.3 海外移民

日本最初の集団での海外移民は、1868年に40余人がグアム島に、153人がハワイに渡航したのがはじまりである。最初のハワイへの移民「元年者」は主としてサトウキビ耕地の労働者としてであった。幕府から渡航印章(旅券)の発給を受けたが明治政府はこれを認めなかつ

た。その後明治政府はハワイをはじめ外国からの移民送出の要請を拒否し続けた。政府は1883年オーストラリア・トレス海峡の真珠貝採取移民を許可し、1884年ハワイ移民送出を許可した。1885年両政府の取り扱いによる移民が開始された。1886年日布渡航条約（「布哇（ハワイ）国政府ト締結セル渡航条約」）が締結、この条約に基づく「官約移民」は26回行われ、約3万人が渡航した⁽⁹⁾。

沖縄県の移民の開始は1899年である。金武村からの移民開始もこれと重なる⁽¹⁰⁾。第一回ハワイ移民は26人の出発で、金武村出身者が10人であった。3年間の契約で、月26日間就業で、労働時間は甘蔗耕地で10時間、製造場で12時間、月給15ドルである。15ドルは当時の日本円の約30円、沖縄県の当時の日給は10～20銭である。20銭×26日は5.2円である。移民の負担する経費は乗船前の諸費用、帰航費用であり、雇主の負担は往航運賃、ホノルル港上陸費、消毒所費用、慈恵病院費、就業地にいたるまでの諸費用である。契約期間中の雇主の負担は家屋（家具を除く）、新炭水、医薬、布哇政府に対する人頭税である。1900年ハワイ諸島がアメリカ合衆国に併合、合衆国の諸制度がハワイにも適用され、沖縄県初のハワイ契約移民は、入耕後3カ月ほどで自由移民の身になった⁽¹¹⁾。

1903年金武村から第二回ハワイ移民。全員が金武村字金武出身者である。金武村出発時は45人であったが、身体検査の結果40人がハワイに渡り、引率者は當山久三である。第一回移民時にも力を尽くしたが、ここでも多大な役割を果たした。當山は金武村で夜学校を開き、国語と英語の入門を教え、植民論を話し、海外事情を紹介し、下準備をしていた。さらに、初回移民からの便りがなく、今後の移民に支障が生じると、実情調査を企て、情報を得ると同時にハワイの移民問題についても報告を受けている。自身でも九州、中国、近畿、東海道の移民の盛んな地方を旅行し情報を収集している⁽¹²⁾。第二回ハワイ移民の募集中に、第一回ハワイ移民の6人が帰郷した。彼らは当初ハワイにおける苦難の体験を語るのみであったが、次々に田や畑を買い、当時の農村では珍しい瓦ぶきの家屋を新築し始めた。稼ぎ額は8千貫（米賃金80ドル・円で160円）を持ち帰った。当時の沖縄県では土地一坪が5貫（10銭）の時代であった⁽¹³⁾。

・1899年（M 32）～1910年（M 43）黎明期

1899年に沖縄の海外移民がはじまり、1902年には南大東島に本島より61人の入植があった。県内の移住である。1904年にマニラ移民111人でフィリピンへの海外移住がはじまる。1905年にはフランス領ニューカレドニア島にニッケル鉱採掘労働者。1907年にはカナダに初めて移民している。日米紳士協定によりアメリカが日本人の移住を制限する。1909-10年の金武村におけるハワイ向け旅券下付数が激減する。1908年に第一回のブラジル移民と方向転換がみられる。

図1 沖縄海外移民の歴史①

西暦	元号	国王/知事	沖縄	移民① (沖縄)	移民② (金武)
1868		尚泰	1868 明治元年 琉球藩設置		
1872					
1879	明 12	1. 鍋島直彬	日本政府、「沖縄処分」を断行、沖縄県を設置 9 行政区、各役所を設置		
1881	14	2. 上杉茂憲			
1882	15		第一回県費留学生派遣		
1883	16	3. 岩村通俊 4. 西村捨三			
1886	19	5. 大迫貞清	県令が県知事に		
1887	20	6. 福原実	天然痘流行		
1888	21	7. 丸岡莞爾	人口 37 万 4698 人		
1889	22		瓦葺制限解除		
1890	23		那覇測候所、気象観測開始。		
1892	25	8. 奈良原繁			
1893	26		琉球新報発刊。官有林の払い下げ始まる (一35 年まで続く)		
1894	27		本部間切農民、杣山開墾の不許可を嘆願		
1896	29		沖縄県区制および郡編成勅令公布		
1897	30		間切・島番所を役場に改称。		
1898	31		徴兵制施行。久米島で飢饉		
1899	32		入墨禁止令 公有林を国有林となす	海外移民はじまる。	30 人、ハワイへサトウキビ労働・出稼ぎ (第一回) 金武出身者 10 人
1900	33		帝国議会、衆議院議員選挙法改正案を可決 (沖縄県選出議員 2 人) / 人口 46 万 5470 人		
1902	35		宮古・八重山の土地整理終了。両郡に徴兵令が施行	南大東島に本島より 61 人入植	
1903	36		両郡に「地租条例」「国税徴収法」を施行 (人頭税廃止)		第二回移民、45 人、ハワイ
1904	37		本島の 2 区 3 郡に「地租条例」「国税徴収法」を施行 宮古・八重山にデング熱流行。大干ばつ	マニラ移民 111 人、ハワイ移民 8 人、メキシコ移民 210 人	金武村から 159 人 (旅券下付数)
1905	38		宮古の五漁夫、バルチック艦隊通過を通報	仏領ニューカレドニア島にニッケル鉱採掘労働者として 387 人 最初のペルー契約移民 36 人	ハワイ移民増加、米本土への転航者増える 金武村からハワイ移民最高 186 人 (旅券下付数) 金武からハワイへの最初の花嫁移民
1906	39				
1907	40			ダバオ (フィリピン) 大田興業設立・募集。カナダへ初 152 人 アメリカ日本人移住を制限 (日米紳士協定)	
1908	41	9. 日比重明	間切・島および村を村および字と改称	第 1 回ブラジル移民 325 人。ハワイ呼寄移民以外は禁止	
1909	42		府県制 (特例) 施行。初の県会議員選挙実施		
1910	43		鼠と蛇の駆除にマングースを移入 那覇区に電話開通		當山久三死去
1911	44		伊波普猷「古琉球」	アメリカの沖縄移民に妻の呼寄せが始まり定住の気運が高まる シンガポールへ追込網漁業で移民 5 人 呼寄せで始めてアルゼンチンへ 14 人 ユタの取り締まり強化、アルゼンチン移民 14 人、ブラジル移民禁止	
1912	45	大 1	衆議院議員選挙法施行 (宮古・八重山除き定員 2 人)		米本土へ、沖縄県移民の花嫁 金武から第一号 初のブラジル移民 17 人 初のペルー移民 4 人
1913	2	10. 高橋琢也			
1914	3	11. 大味久五郎	那覇 - 与那原間に軽便鉄道開通	県令第 38 号、移民周旋業取締規則を制定 サイパン島で糸満の漁民 17 人が追込網漁業をはじめる	ハワイから米本土への転航者増える
1915	4	12. 小田切磐太郎			金武区からのペルー移民、二家族アルゼンチンへ転住
1916	5	13. 鈴木邦義		初のキューバ移民。ブラジル移民解禁 2138 人	
1917	6			外務省、沖縄からのブラジル移民を解禁	金武からダバオへ 8 人密航失敗、その後ブラジルへ渡航 アルゼンチンへの呼寄移民はじまる
1918	7			ブラジル移民最多の 2204 人 南洋への農業移民始まる	
1919	8	14. 川越壮介	衆議院議員選挙法が改正。宮古・八重山を加え定員 5 人	外務省、再び沖縄のブラジル移民を規制	金武から初の南洋移民 5 人
1920	9		市町村制・府県制の特例撤廃で本土並みの地方制度となる	アメリカ合衆国、写真結婚による女子移民の入国禁止	

軍用地料の「分収金制度」(4) (瀧本佳史・青木康容)

1921	10	15. 和田潤	皇太子、渡欧の途次来県。沖縄初のメーデー 首里区、那覇区に市制施行	初めてセレベス島に移民7人	
1922	11			サイパン移民始まる	
1923	12	16. 岩元禧		県外出稼ぎ増加。最後のペルー契約沖縄移民25人	
1924	13	17. 亀井光政	戦後恐慌(ソテツ地獄 1920?昭和初期まで)	アメリカ排日移民法施行 ペルー移民、自由移民および呼寄せ移民に	金武から初のシンガポール移民
1925	14		人口55万7993人		海外在住の金武村民より金武尋常高等小学校建設費に約一万円寄付
1926	15	18. 今宿次雄	宮古・八重山島庁を支庁と改称	ブラジル、球陽会設立	金武から初のセレベス島移民
昭1			第51帝国議会「沖縄救済ニ関スル建議案」を可決 帝国議会、工業助成10カ年計画を決定		
1927	2	19. 飯尾藤次郎		フィリピンへの移民急増	
1928	3	20. 細川長平		国立神戸移民収容所設立	海外の村出身者、石川橋脚工事に工事費を寄付
1929	4	21. 守屋磨瑳夫	社会科学研究会事件	拓務省設置される	フィリピン移民の村人12人の寄付で金武尋常高等小学校にラジコ設置
1930	5	22. 井野次郎	農村疲弊、小学生の欠席・欠食、人身売買		
1931	6		那覇市水道完成		
1932	7			ブラジル移民2300人 県保安課、移民の手数料など搾取の悪徳募集人の取締を各署に厳命	金武村雄飛の森に當山久三の銅像建立 この頃から満州移民始まる
1934	9		干ばつが続き、久米島・宮古・八重山を中心に食料が不足		フィリピン移民が激増
1935	10	23. 蔵重久	人口59万2239人。宮古の久松五勇士、海軍より表彰 この頃漁業従事者3270人が東南アジアで活動	大城孝蔵マニラで死去	ハワイ移民50周年記念 郷里金武村で大城孝蔵の村葬
1936	11			移民周旋業取締規則を移植民取扱営業取締規則に改む	
1937	12			糸満小学校に移民科と水産科設置	
1938	13	24. 淵上房太郎	人身売買の厳禁	満蒙開拓青少年義勇軍51人、茨城県内原訓練所に那覇港出発	満蒙開拓青少年義勇軍金武村から9人
1939	14		国民精神総動員事務局開設	満州へ15万人の移住計画、ユタ152人検挙	
1940	15		「沖縄日報」「沖縄朝日新聞」「琉球新報」が「沖縄新報」に	第1回満州開拓農民先遣隊出発 ペルーのリマ市で排日暴動おこる	

・1911年(M44)～1920年(T9) 1914-19 第一次世界大戦

1911年になるとアメリカの沖縄移民に単身出稼ぎから、妻の呼び寄せがはじまり定住の機運が高まる。1912年にアルゼンチンへの呼び寄せ移民。金武村からアメリカ本土へ、花嫁第一号。1913年アメリカのユタ州での取り締まりが強化される。1914年沖縄県の移民周旋業取締規制を制定。

サイパン島で糸満の漁民17人が追込網漁業をはじめ。金武村民のハワイから米本土への転航者が増加する。1916年初のキューバ移民。1918年南洋への農業移民始まる。1920年アメリカ合衆国、写真結婚による女子移民の入国を禁止。

図2 沖縄海外移民の歴史②

西暦	元号	国王/知事	沖縄	移民①(沖縄)	移民②(金武)
1941	16	25. 早川元		金武村と糸満小学校に拓南訓練所開設 第二次大戦の勃発により、移民地各地で混乱 ブラジル球陽協会解散、アメリカ、カナダで在留日本人の強制収容はじまる ペルー在住日本人財産没収営業停止	中川に拓南訓練所開設
1942	17	26. 泉守紀		日本とブラジル国交断絶、ペルーも国交断絶	

1943	18		県送り出しの満蒙開拓青少年義勇軍、505人に達する ブラジルで日本人の退去命令	
1944	19		南西諸島に大本営直轄の第32軍新設 本土・台湾への集団疎開決定。各町村 に防衛隊編成 対馬丸遭難。大空襲(10.10空襲)、 那覇90%焼失	
1945	20	27. 島田毅	3月米軍の沖縄上陸。6月米海軍軍政 府布告(ニミッツ布告)公布 9月7日日本軍降伏文書に調印	ハワイで沖縄衣類救済運動委員会が組 織。 外地引揚げはじまる
1946	21		マッカーサー、日本と南西諸島との行 政分離宣言。沖縄中央政府東恩納に創 設。後、知念に移動 本土疎開者の引き上げ始まる(14万 人)	ロサンゼルスで在米沖縄救済連盟が組 織 本土疎開先から引揚げはじまる
1947	22		沖縄全島の昼間通行許可	ハワイで財団法人沖縄救済更生会を結 成 ブラジル、第一回沖縄県人有志大会 で、沖縄救済連盟を結成
1948	23		軍指令による市町村選挙。軍票B円 に全統統一 沖縄タイムス創刊 琉球銀行設立 女性警官採用(40人)	ハワイ連合沖縄救済会から豚500頭 到着 沖縄海外協会再発足(会長松岡政保) ボリビアで沖縄戦災民救済会設立 戦後はじめて呼寄せ移民アルゼンチン 33人、ペルー1人出発
1949	24		日本政府、沖縄渡航者に始めて身分証 明書発行 民政府知念から那覇へ移転 本格的な米軍基地建設始まる	アルゼンチンへ118人が移民 戦後初めてブラジルへ5人、メキシ コへ1人移民
1950	25		群島政府の知事・群島議会議員選挙 7月1日以後軍用地料が算定される	アルゼンチン呼寄せ移民多数出発 (303人) 八重山移民はじまる
1951	26		沖縄群島議会、日本復帰要請決議 琉球臨時中央政府発足。琉球大学開学 琉球政府発足	群島政府経済部に移住係設置 ハワイ沖縄県人連合会が発足 琉球政府発足、総務局に移民課設置
1952	27	①比嘉秀平	第一回祖国復帰県民総決起大会。年 金、恩給支払い開始 土地収用令公布、土地の強制収用おこ なわれる	
1953	28			
1954	29		アイゼンハワー大統領、「沖縄を無期 限に管理する」と言明 米民政府、地代一括払いの方針発表。 戦後戸籍簿作成 立法院で「土地四原則」を打ち出す 伊江島・伊佐浜の土地強制収容(武装 米兵出動) プライス調査団来沖、軍用地問題を調 査	八重山計画移民出発 ボリビア移民団269人出発。アルゼ ンチン、ブラジル移民団出発 ボリビア移民第二陣129人出発
1955	30			南米移住団出発
1956	31	②当間重剛	プライス勧告発表、土地四原則をほと んど否定 プライス勧告に対して”烏ぐるみ闘 争”おこる 那覇市長選で瀬長亀次郎当選。人口80 万1065人	金武から初のボリビア移民
1957	32		高等弁務官制度実施、モーア高等弁務 官。少年122人大阪へ集団就職 瀬長那覇市長追放。「市町村長選挙法」 「市町村自治法」等を改正	沖縄産業開発青年隊、ブラジルへ30 人が出発
1958	33		通貨B円からドルへ切り替え	大阪商船アルゼンチン号で51世帯 116人がブラジルへ出発
1959	34	③大田政作	石川市宮森小学校に米軍機墜落。テレ ビ開局	琉球政府ボリビア移住保健衛生指導の ためはじめて医師派遣 琉球海外移住公社発足
1960	35		沖縄県祖国復帰協議会結成 アイゼンハワー米大統領沖縄訪問	
1961	36		コザで米兵がひき逃げ 人口88万1967人	琉球政府移民課を経済局移住課とする
1962	37		嘉手納村で米軍輸送機墜落	ブラジルで菜栽培、8世帯53人が 日本政府渡航費貸付で出発
1963	38		キャラウェイ高等弁務官「自治神話」 を演説 祖国復帰県民総決起大会(北緯27度 線上で洋上交歓)	
1964	39	④松岡政保	復帰協議会、辺戸岬でたき火集会	
1965	40		佐藤首相来沖、「沖縄の祖国復 帰・・・」声明 イリオモテヤマネコ発見	ハワイ移住60周年 海外移住事業団沖縄事務所を新設
1966	41		人口93万4166人	

軍用地料の「分収金制度」(4) (瀧本佳史・青木康容)

1967	42		B 52 が嘉手納基地に飛来 嘉手納空軍基地から廃油流出	沖縄県人の海外渡航の旅券を在那覇日 本政府沖縄事務所が発給	
1968	43	⑤屋良朝苗	アンガー高等弁務官、「基地撤去はイ モとはだしにもどること」と演説 初の公選主席に屋良朝苗当選 嘉手納基地で B 52 墜落炎上	ボリビアのリオ・グランデ川氾濫、第 一コロニア沖縄の被害甚大	
1969	44		毒ガス兵器配備が事故で明るみに、撤 去運動おこる 佐藤・ニクソン会談で沖縄の 72 年変 換が決まる	戦後はじめてパラグアイ開拓移住者と して二家族 14 人が出発	金武村からパラグアイへ 5 人渡航
1970	45		具志川村で女子高校生刺傷事件発生 戦後初の国会議員選挙実施。人口 94 万 6465 人		
1971	46		毒ガス移送される。沖縄返還協定、衆 院を通過		
1972	47	屋良朝苗(革新)	施政権が日本に返還され、沖縄県誕生		

・1921年 (T 10)～1930年 (S 5) 戦後恐慌 (ソテツ地獄 1920～昭和初期まで)

1922年サイパン移民始まる。1923年には県外出稼ぎ増加。1924年アメリカ排日移民法施行。ペルー移民、自由移民および呼寄せ移民になる。1925年海外在住の金武村民より金武尋常高等小学校建設費に約一万円寄付される。1926年ブラジルで球陽会設立される。1928年国立神戸移民収容所が設立される。海外の村出身者、石川橋脚工事に工事費を寄付する。1929年拓務省設置される。フィリピン移民の村人12人の寄付で小学校にラジオが設置される。

・1931年 (S 6)～1943年 (S 18) 戦争の足音

1932年県保安課、移民の手数料など搾取の悪徳募集人の取締を各署に厳命する。金武村から満州移民始まる。1934年金武村からのフィリピン移民激増する。1935年ハワイ移民50周年記念。郷里金武村で大城孝蔵の村葬。1936年移民周旋業取締規則を移植民取扱業取締規則に改む。1937年糸満小学校に移民科と水産科設置される。1938年満蒙開拓青少年義勇軍51人、金武村から9人。1939年満州へ15万人の移住計画、ユタ州で152人検挙される。1940年第1回満州開拓農民先遣隊出発。ペルーのリマ市で排日暴動おこる。1941年金武村と糸満小学校に拓南訓練所開設される。第二次大戦の勃発により、移民地各地で混乱がおこる。ブラジル球陽協会解散、アメリカ、カナダで在留日本人の強制収容はじまる。ペルー在住日本人の財産没収され、営業停止される。1942年日本とブラジル国交断絶、ペルーも国交断絶の事態となる。1943年県送り出しの満蒙開拓青少年義勇軍、505人に達する。ブラジルで日本人の退去命令が発令される。

・1945年 (S 20)～1972年 (S 47) 戦後の移民

1945年ハワイで沖縄衣類救済運動委員会が組織される。外地引揚げはじまる。1946年ロサンゼルスで在米沖縄救済連盟が組織される。本土疎開先から引揚げはじまる。1947年ブラジル、第一回沖縄県人有志大会で、沖縄救済連盟を結成する。1948年戦後はじめて呼寄せ移民アルゼンチン、ペルーに出発する。海外移民が再開される。1950年アルゼンチン呼寄せ移民多数出発する。1950年八重山移民はじまる。1951年群馬政府経済部に移住係設置され、1952年琉球政府発足し、総務局に移民課が設置される。軍用地料支払い開始される。

沖縄と金武の海外移住は様々な特徴を見せる。戦前は同じ歩調で歩むように見える。金武では1920年まではハワイ移民が主流であり1,000人強が、対してフィリピンには350人弱が渡航している。以降の20年間はハワイ移民は200人強、フィリピン移民1,250人弱が渡航して主流である。金武出身の牽引者はハワイ移民は當山久三、フィリピン移民は大城孝蔵である。南米移民も行ったが11%程度である。40%弱がハワイ移民、50%弱がフィリピン移民である。出稼ぎ移民として故郷への送金も多く、家族ぐるみでの移住も多く現地に定着し、戦時中の困難にもかかわらず戦後は故郷の復興のための支援も厚かった。戦後の金武からの移民は主として南米向けの移民で200人程度と振るわない⁽¹⁴⁾。

土地所有権の確定は困難な問題である。1903年の土地整理、1952年と二回目である。後者は戦争を挟むのでどれだけの人が土地所有権の申告をしたかは推測となる。国勢調査では金武村の1940年の人口は8,270人、1,925世帯である。1950年は人口7,209人、1,625世帯である。金武村での最初の戦没者は1932年であり、以後1946年までに1,503人がなくなっている。金武村では206人が、南部で160人、中部で136人、北部で47人である。南中部では軍人としての比率が高い。県外では162人、フィリピンでは489人と多く、4割が軍人としてである。南洋で219人、中国で32人、その他52人となっている⁽¹⁵⁾。激戦地となった南部での状況を考えると土地所有権の確定作業は一層困難であったと推測される。

2. 接収から返還へ

アメリカ軍によって接収された土地や設置された家屋からなる軍事施設数は当初の87施設から2008年現在において34施設に減り、53施設が返還され、26施設がその一部の返還を見た。軍事基地の存在によってなお多大な困難を抱えているとは言え、基地返還によって都市計画の遂行や産業振興などを通し沖縄社会は急速にその風景を変貌させてきた。だが、基地全体に占める面積の上からは日本復帰時に比較して2割弱が返還されたに過ぎなく、なお沖縄の地図は虫食い状態のごとく軍事基地が占めている。もとより沖縄県民による基地返還と縮小への絶え間ない運動を過少視するものではないが、軍事基地の存在がその背後にある国際関係によって規定されることもまた大いに与かっている。1951年、日本に対する講和条約によって潜在主権があるとされながらも米軍施政権の下にあり、日本復帰後においても冷戦下の国際関係に翻弄されるというその運命から解放されることなく、2001年いわゆる9.11の「同時多発テロ」にいたるまで世界に展開する米軍基地のあり方によって左右されてきた。

沖縄県基地対策課は復帰以来今日まで『沖縄の米軍基地』と題する報告書を刊行し、米軍基地の実態とそれに伴う諸問題を追及してきた。その最初の報告書は1975年、その後ほぼ5年毎に刊行され最新は2008年であるが、これまで発行の全8版の目次に見る各章標題は沖縄県の基地問題に対する認識や対応がどのように変化していくかを追っていくことが出来る。

米軍基地の存在は、1975年版(昭和50)と79年版(昭和54)においては「基地から発生する」「基地に起因する」「基地から派生する」問題、すなわちそれは「被害」という受動的なかたちで認識される。83年版(昭和58)から米軍基地の整理統合に関する観点が登場し、その影響を受け初めて施設の「移設」と「返還」が扱われる。87年版(昭和62)、93年版(平成10)において軍用地の存在は、基地「被害」ではなく基地「問題」であるとする積極的な表題の下に「基地対策」が描かれ、「跡地利用」の論議が初めて現われる。跡地問題は98年版(平成15)、2003年版(平成5)、2008年版(平成20)において本格的に語られると共に、98年版より沖縄における米軍基地の存在は「駐留軍用地強制使用問題」として再把握され新しい認識段階に達するのである。(下線は論者)すなわち米軍による「接収」という土地問題は沖縄の日本復帰によって日本政府が対処する問題となり、通常の市場社会における土地の賃貸借契約となったが、契約拒否の地主に対しては国家権力による腕力が揮われる事態となった。その前版の93年版では「復帰後の米軍基地問題」という一節の中のわずか1ページほどの記述が98年版から「強制問題」に関して単独に1章が割かれるまでに至るのである。

こうした転換の背後には70年代半ばから加速する諸施設の「返還」があり、土地賃貸の期限が迫ることで日本政府によって97年4月に施行されたいわゆる「駐留軍用地特措法」の改正がある。ここには大田沖縄県知事の業務拒否事件が絡んでいるが、新たに日本政府による強制使用が始まったということの認識がある。

この改正法の経緯はかなり長い歴史があるが短くは次のようである。沖縄県に外国の軍隊が駐留することの法的な正当性は、最初はハーグ条約から始まり、1951年の日本独立後は日米安全保障条約(第6条)及び日米地位協定(第2条)に求められる。日米地位協定によって米軍に基地を提供する義務があることから、駐留軍の用に供する土地等の使用または収用に関する規定をつくったのが1952年の「駐留軍用地特措法」である。

さて問題は1972年5月の沖縄返還後にある。独立国が他国の軍隊に自己の領土内の私有地を貸与することの法的根拠は国と民間との間の民法に基づく自由な賃貸借契約となった。しかしそれを拒否する土地所有者に対しては法的強制力を持つ別途の法が必要となったので、5年の範囲内で私有地を地主の承諾いかんに拘わらず国が専有する「公用地等暫定使用法」を定めた。期間は1977年5月に10年に改められるが1982年に失効、そこで同年かつての「駐留軍用地特措法」の適用であった。この法に基づき日本政府は契約拒否の私有地に関して県収用委員会に使用裁決を求めるという司法的な措置を3度にわたって行い土地の使用権を確保する。ところが、1995年再び使用裁決の必要性のある契約期限切れの軍用地(楚辺通信所、嘉手納飛行場など13施設の一部土地の使用期限切れへの措置)があり、国(防衛施設局長)は県知事に対してこの手続きに必要な書類に地方自治法に基づく代理署名を求めるが、県知事が拒絶するという事態が生じた。そこで1997年4月、国は収用委員会の裁決までは暫定的に使用できるというように一部の法改正を行った。また2000年の地方分権一括法の中で、従来機

関委任事務として地方に委任した事務を国の直接執行事務とすることで県の関与を廃止、国は地方からひとまず“解放”されたのである。

表1は、なお未返還の米軍基地の施設であるが、いくつかはその規模を次第に縮小してさせていく。時には追加の土地を提供させられることもあった。この表に示された殆どの施設は1972年日本復帰後から20年の賃貸借契約が1992年に満期を迎え、さらに20年間の使用を目指して再契約が結ばれたものである。

表1 米軍用地の変遷
 沖縄県編「沖縄の米軍基地」に見る施設名と面積(千m²)^(注1)

報告書刊行年	1975年版	1979年版	1983年版	1987年版	1993年版	1998年版	2003年版	2008年版
	昭和50	昭和54	昭和58	(ha) 昭和62 ^(注2)	平成5	平成10	平成15	平成20
北部訓練場	85085	83960	83960	8392	82713	77950	78332	78332
奥間レスト・センター	488	494	496	56	546	546	546	546
伊江島補助飛行場	7341	7553	8014	801	8012	8016	8015	8015
八重岳通信所	237	229	229	23	229	37	37	37
慶佐次通信所	586	586	586	59	586	10	10	10
キャンプ・シュワブ	20729	20242	20243	2079	20781	20627	20627	20626
辺野古弾薬庫	1220	934	935	118	1214	1214	1214	1214
キャンプ・ハンセン	52747	52432	52095	5135	51472	51405	51183	51182
金武レッド・ビーチ訓練場	16	16	16	2	17	17	17	17
金武ブルー・ビーチ訓練場	391	416	416	39	386	386	381	381
嘉手納弾薬庫地区	31272	29424	28752	2892	28837	28081	27288	26579
天願棧橋	19	22	32	3	31	31	31	31
キャンプ・コートニー	1403	1425	1418	136	1364	1349	1348	1339
キャンプ・マクトリアス	379	379	385	39	385	379	379	379
キャンプ・シールズ	727	718	703	72	701	701	701	701
トリイ通信施設	1915	1888	1978	198	1980	1979	1939	1934
嘉手納飛行場	21104	20703	20436	2025	19976	19953	19950	19872
キャンプ桑江	1076	1074	1092	108	1083	1067	1067	675
キャンプ端慶覧	7276	7199	6321	664	6484	6479	6426	6425
泡瀬通信施設	2430	638	614	55	552	552	552	552
ホワイト・ビーチ地区	1723	1491	1574	157	1579	1579	1568	1568
普天間飛行場	4975	4827	4818	483	4830	4806	4805	4805
牧港補給地区	3101	3085	2761	275	2753	2750	2738	2737
那覇港湾施設	897	919	645	65	575	568	559	559
陸軍貯油施設	1026	1366	1367	131	1269	1255	1255	1277
鳥島射撃場	39	42	42	4	41	41	41	41
出砂島射撃場	232	245	245	25	245	245	245	245
久米島射撃場	2	2	2	0	2	2	2	2
浮原島訓練場	243	243	255	25	254	254	254	254
津堅島訓練場	24	24	24	2	16	16	16	16
黄尾嶼射撃場	874	874	874	87	874	874	874	874
赤尾嶼射撃場	41	41	41	4	41	41	41	41
沖大東島射撃場	1147	1147	1147	115	1147	1147	1147	1147

1975年昭和50年版の面積表示は必ずしも正確ではない。この時期には正確な境界明確作業が不十分であったからだろう。

(注1) 表において「0」とあるのは四捨五入によるもの。

(注2) この年度だけは面積がha表示となっている。

3. 基地施設の返還計画と実施経過

①日米安全保障協議委員会

日本における米軍基地は当然ながら沖縄県以外にも存在するが、基地再編問題の先鞭をつけたのは本土における米軍基地のいわゆる「関東計画」からであった。1968年12月、日米政府は「日米安全保障協議委員会」(Japan-United States Security Consultative Committee)において関東地域における米軍基地を再編移設して横田基地に統合する案を策定したが、これは基地周辺地域の都市化に伴い地域住民には基地の存在が障碍となり政治的対応を迫られたためである。沖縄県においてもその5年後1973年1月、同委員会は米軍基地の整理縮小に関する初めての本格的協議に入った。この協議において海軍航空施設、海軍空軍補助施設の全部、牧港住宅地区の一部についての返還合意がなされた。表2に見るように、1970年代からほぼ毎年のごとく不要になったあるいは他施設に代替させた何らかの施設の返還が見られるようになったが、現那覇空港の一部となった海軍航空施設を除いて海軍空軍補助施設、牧港住宅地区の最終的な返還を見たのは10年以上も後のことであった。

因みに安全保障に関する日米両政府間の閣僚級のハイレベル協議は「日米安全保障協議委員会」において行われる。これは、安保改定30周年にあたりまた戦後の冷戦体制の終了後の1990年、「日米新時代」と銘打ち、いわゆる「2プラス2」として知られるようになった。外務と国防を所掌する両国のトップによる会合で、“ガイドライン”など防衛や在日米軍基地の再編問題など重要な局面でその都度開催されるようだ。2013年10月1日、Japan Timesは2012年4月に修正合意された両国間のGuam Agreementに関して17年ぶりに日本においてこの「2プラス2」が開催されることとなったと報じた。それまではワシントンやニューヨークでの開催で、1996年12月の東京での開催(軍用地返還に関して決定的に重要なSACO最終報告の発表)以来であったからである。沖縄の基地整理・縮小の問題に関しては、沖縄復帰後の1973年以来協議されていたが、これは2006年から協議された移転経費の国際協力銀行を通じた資金融資を含めてGuam Agreementとして合意されたものであった。沖縄には19000の海兵隊員が駐留するが、当初その8000をグアム移駐させようと想定していた。最終的には4000をグアムに、さらに5000をハワイ、オーストラリアなどへ移駐させ、沖縄にはほぼ半減する10000の海兵隊用の施設があればよいということになり、かなりの規模の基地返還が見込まれることとなった。それは、すでに2006年5月の「2プラス2」において安全保障に関する日米間の役割、任務、能力についての基地再編を進める最終的な報告「再編実施のための日米のロードマップ」として取りまとめられていたものの現段階の実施でもあった。後に触れるが、日米政府は当時1995年、および2004年の米軍による事件・事故に相当な衝撃を受けていたこともあり素早い対応の必要性を認識していたと思われる。ちなみに、「ロードマッ

表2 2008年までの「全部返還」済み施設 (2011年返還分を追加した)
「全部返還」施設 (2008年まで返還の施設)

施設名	所在地	最終返還年月日	その後の跡地利用
ハーバービュー・クラブ	那覇市	1972. 8. 14	ホテルとして利用。(現全日空系ホテル「沖縄ハーバービューホテル」)
宮古島ボルタック施設	宮古島市	1973. 2. 15	航空通信施設が設置されている。
宮古島航空通信施設	宮古島市	1973. 2. 15	航空自衛隊が継承。また上水道施設や畜産センターなどを建設。
コザ通信所	沖縄市	1973. 3. 31	住宅地となっている。
与座岳サイト	糸満市, 八重瀬町	1973. 4. 16	陸上自衛隊の教育訓練場
那覇サイト	那覇市	1973. 4. 3	航空自衛隊の教育訓練場
知念第一サイト	南城市	1973. 4. 6	陸上自衛隊の教育訓練場
久米島航空通信施設	久米島町	1973. 5. 14	航空自衛隊が継承。
泡瀬倉庫地区	北中城村	1973. 6. 30	村立の幼稚園, 中央公民館, 商工研修施設, 福祉センターなどの公共施設として利用。
牧港サービス事務所	浦添市	1973. 6. 30	建物のみの施設で, 撤去された。
知念第二サイト	南城市	1974. 1. 9	航空自衛隊の教育訓練場
久志訓練場	名護市	1974. 3. 31	農用地として利用
屋嘉訓練場	金武町	1974. 3. 31	農地開発事業の後, 農用地として利用
牧港調達事務所	浦添市	1974. 3. 31	民間会社が飲食店として利用。
新里通信所	南城市	1974. 3. 31	老人ホームや知的障害者などの福祉施設, 厚生年金休暇センターなどを建設。
平良川通信所	うるま市	1974. 4. 30	中央公民館, 市民芸術劇場, 高齢者創作館, 福祉センターなどを建設, うるま市の中心地となる。
西原陸軍補助施設	うるま市	1974. 4. 30	主に農用地となっている。
石川陸軍補助施設	うるま市	1974. 8. 3	一部が宅地, ゴルフ場として利用されているが, 傾斜や高低差のある山林として残る。
与座岳陸軍補助施設	糸満市, 八重瀬町	1974. 9. 30	陸上自衛隊が継承。一部は果樹園。
知念補給地区	南城市	1974. 10. 15	公園, ゴルフ場, 福祉施設, 体育センターなどを整備し, 地域活動・憩いの場となる。
読谷陸軍補助施設	読谷村	1974. 10. 31	88千m ² が宅地, 残りは原野として残る。
波平陸軍補助施設	読谷村	1974. 10. 31	福祉関連施設, 村立の診療所, 農業女性の家, 生き生き健康センターなどとして整備。
キャンプ・ブーン	宜野湾市	1974. 12. 10	宅地, 公園などとして利用。
牧港倉庫	浦添市	1974. 12. 10	民間会社が娯楽施設として利用。
浦添倉庫	浦添市	1975. 1. 31	民間会社が倉庫として利用。
キャンプ・ハーディ	宜野座	1975. 3. 31	元殆どが山林原野, 国際交流村建設のほかりゾート開発計画が変更され新計画検討中
那覇海軍航空施設	那覇市	1975. 6. 27	那覇空港として利用。
端慶覧通信所	北谷町, 沖縄市	1976. 3. 31	宅地となっている。
キャンプ・マーシー	宜野湾市	1976. 3. 31	沖縄コンベンション・センターなどと連動して, 住宅地などの街づくりが図られている。
与座岳航空通信施設	糸満市, 八重瀬町	1976. 6. 30	航空自衛隊の基地として継承。また農用地, ゴルフ場としても利用。
カシジ陸軍補助施設	北谷町	1976. 9. 30	地籍未確定のため未利用。
南部弾薬庫	八重瀬町, 糸満市	1977. 3. 31	業野菜等の近郊型農用地として利用, ゴルフ場としても利用。
砂辺陸軍補助施設	北谷町	1977. 4. 30	住宅地となっている。
キャンプ・ヘーグ	うるま市	1977. 5. 14	住宅用地, 福祉施設, 企業用地として利用。
嘉手納住宅地区	読谷村	1977. 11. 30	宅地として利用。
伊波城観光ホテル	うるま市	1979. 6. 30	県営石川団地, リゾートホテル, 民間の社員寮などとして利用。
屋嘉レストセンター	金武町	1979. 8. 31	住宅地として利用
久場崎学校地区	中城村	1981. 3. 31	住宅, 商業用地として利用。
天願通信所	うるま市	1983. 6. 30	市役所はじめ学校, 住宅地, 郊外型店舗などの建設, 「みどり町」として新しい町を形成。
那覇空軍・海軍補助施設	那覇市, 豊見城市	1986. 10. 31	一部が自衛隊の利用。郊外型店舗の進出, 那覇市のベッドタウンとして発展。
牧港補給地区補助施設	浦添市	1993. 3. 31	民間会社が倉庫として利用。
那覇冷凍倉庫 (建物のみ 82m ²)	那覇市	1993. 3. 31	民間会社が倉庫として利用。
砂辺倉庫	北谷町	1993. 6. 30	企業が利用。
恩納サイト	恩納村, 金武町	1995. 6. 30	航空自衛隊の教育訓練場
那覇サービスセンター	那覇市	1995. 8. 31	県立武道館を建設, 奥武山公園と併せて県民のスポーツ, 憩いの場となる。
恩納通信所	恩納村	1995. 11. 30	沖縄亜熱帯計測技術センター・ふれあい体験学習センター建設, 2007. 8跡地利用地主会設立
知花サイト	沖縄市, 読谷村,	1996. 12. 31	1千m ² の土地に関して有効利用できないとして地主が陸上自衛隊の教育訓練場に利用させている。
安波訓練場	国頭村	1998. 12. 22	(sacoによる返還) 計画策定中
工兵隊事務所	浦添市	2002. 9. 30	飲食店などの民間施設が整備される。
瀬名波通信施設	読谷村	2006. 9. 30	(sacoによる返還) 元黙認耕作地あり。残波岬公園として整備, 高級ホテル・ゴルフ場などリゾート地として利用
楚辺通信所	読谷村	2006. 12. 31	(sacoによる返還) 土地改良事業による農業利用に向けて地権者との合意形成に向かう。
読谷補助飛行場	読谷村	2006. 12. 31	(sacoによる返還) 大部分が等価交換により国有地から村有地となる。先進農業支援センター, 村道中央残波線, 土地改良事業など。
ギンバル訓練場	金武町	2011. 7	(sacoによる返還) 地域医療施設, リハビリ関係施設等を策定中。

軍用地料の「分収金制度」(4) (瀧本佳史・青木康容)

表3 返還計画とその実施状況
日米間で返還済ないし返還予定の施設面積 (千 m²)^(注1)

施設名	日米合同委員会 1990/6/1 (「23 事案」)	SACO 最終報告 ^(注2) 1996 年 12 月	日米安全保障協議委員会 2012 年 4 月	返還計画/利用計画
	予定面積/返還済面積	予定面積/返還済面積	予定面積/返還済面積	(「沖縄の米軍基地」2008 年版による)
北部訓練場	4798/返還済	39870/未返還		過半の返還合意あり/調査ないし計画策定中
奥間レスト・センター				
伊江島補助飛行場				地主会が「全面返還」を断り、米軍による継続使用を要請した。
八重岳通信所 慶佐次通信所	192/返還済			
キャンプ・シュワブ	5/返還済			
辺野古弾薬庫				
キャンプ・ハンセン	1653/34 のみ、1619 は未返還			部分返還の合意あり/利用計画なし(宜野座村がゴルフ場を一時構想した)。
金武レッド・ビーチ訓練場 金武ブルー・ビーチ訓練場				
嘉手納弾薬庫地区	1869/1443 のみ、426 は未返還			部分返還の合意あり/返還済みの土地はごみ処理場、道路用地などに利用。沖縄市ではアグリビジネスを展開中。
天願棧橋				
キャンプ・コートニー キャンプ・マクトリアス キャンプ・シールズ				
トリイ通信施設	38/返還済			返還計画なし/返還済みの土地は道路用地として利用。
嘉手納飛行場	21/返還済			返還計画なし/返還済みの土地はごみ処理場、行政センター、道路用地等に利用。
キャンプ桑江	405/400 のみ、5 は 未返還	990/380 のみ返還	680/未返還	全部返還の合意あり/那覇市と沖縄市とを結ぶ都市軸上にあるため中南部都市圏整備を策定中。北側部分は返還済みで北谷町の中心市街地を形成。
キャンプ端慶覧	469/返還済		1570 + α /未返還	部分返還の合意あり/那覇市と沖縄市とを結ぶ都市軸上にあるため中南部都市圏整備を策定中。返還済みのバンビー飛行場跡は新市街を形成、跡地利用の最も成功した事例とされる。
泡瀬通信施設				
ホワイト・ビーチ地区				
普天間飛行場	42/未返還	4810/未返還	4805/全未返還	移設を条件に全部返還の合意あり/県と宜野湾市が共同で「基本方針」を策定した。
牧港補給地区		30/未返還	2737/全未返還	全面返還の合意あり/浦添市は「基本計画」を策定した。
那覇港湾施設		570/未返還	559/全未返還	移設を条件で返還合意済み/那覇市と地主会が利用計画の「基本構想」を策定。
陸軍貯油施設	43/返還済		160/未返還*	返還計画なし/返還済みの「パイプライン通り」は市道として整備。
キャンプ桑江とキャンプ 端慶覧		住宅統合 830/未達成		
	(2011年3月31日現在)	(2011年7月31日現在)	(2013年3月現在)	

(注1) 「日米間で返還済ないし返還予定の施設面積」の出典は内閣府の HP から。
表中の数字は返還合意をした面積を示すが、一部は沖縄県による正確な数字に修正してある。

* 「陸軍貯油施設」には「第1桑江タンク・ファーム」を含む。

(注2) 「SACO 最終報告」においては住宅 830 千 m²の統合(キャンプ桑江とキャンプ端慶覧に所在する宅地)が含まれているが未達成。
また SACO によって新規に 730 千 m²の土地(那覇港湾施設 350 千 m²、北部訓練場 380 千 m²)が提供された。
SACO 最終報告には「全部返還」施設として安波訓練場、ギンバル訓練場、瀨名波通信施設、楚辺通信所、読谷補助飛行場、那覇港湾施設それぞれが想定されていたが、普天間を除いてすでに変換済みである。
「一部返還」施設としての北部訓練場、キャンプ桑江、キャンプ端慶覧はなお完遂してない。しかし、沖縄県編 2008 年版と 2012 年の日米安全保障協議委員会合意を勘案するとキャンプ桑江、牧港補給地区、那覇港湾施設の 3 施設の完全返還が想定されていることがわかる。

プ」では海兵隊の移駐のほか、普天間飛行場の県内移転、嘉手納飛行場より南の施設・区域の一層の統廃合、キャンプハンセンと嘉手納飛行場の自衛隊による共同使用、嘉手納から飛行訓練の一部移転などが示されていた。

4. 「基地問題の沿革」

沖縄県の基地対策課ホームページから「基地問題の沿革」という資料（以後ここでは「沿革」と記す）を得ることができる。それは1945年から2007年までの米軍基地をめぐる諸事件・出来事を記したものである。この種の資料は、記録を取る側の主観や意欲が媒介する、つまり記録者が何を事件としてあるいは問題として採用するか基準や熱心さによって客観的な記録史とは必ずしもならないことがある。例えば、この記録は「1945年3月26日米軍、慶良間列島に上陸を開始」から始まるが、1985年までの40年を僅か9ページで済ます。記述量は逐年的に漸次増大し、1995年から2002年までには年間10ページ前後を充て、2003年から3ないし4ページに激減するのである。そうであっても130ページにも及ぶ一連の出来事史を見ると沖縄県の抱える基地問題の背景を知ることが出来る。

大規模な米軍基地のある沖縄県にとっては、もちろんすべての基地が整理縮小され移設、移転されることが望ましいが、現実には直ちにそのような基地政策が実現できるのではないのであるから、基地の存在によって必然的にあるいは偶然に生じるさまざまな“迷惑”を可能な限り極小させる対策を講じて、望ましい県民生活の環境を整えることである。それは大きく三つある。ひとつは事故、犯罪、環境汚染などへの対策であり、もうひとつは絶え間なく基地規模の整理縮小に向けて日米政府に働きかけられる制度的な装置の設置であり、そうした結果として三つは返還された土地の有効活用のために衆議を諮る機関をつくることであろう。

表4は「沿革」を基に沖縄に関連する基地問題等についての諸会議をまとめたものである。A欄には日米政府間の協議機関、B欄は日本政府と沖縄県との間、および日本政府・沖縄県・在沖米軍との間の協議機関、C欄には沖縄県自体における諸団体の協議会をまとめている。

②日米合同委員会・SACO

先ずA欄を見よう。日米政府間の諸問題を協議する機関には「2+2」に次ぐ機関として

表4 基地問題に関する日米政府および沖縄県における諸会議の年度別開催回数

		70s	80s	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	
A	日米合同委員会	1	1	1			2	4	4	3	2	3	8	1	3	15	2	3	6	9	2	
	日米安全保障協議委員会	3							1	3	1								2	1	1	
	SACO								<u>3</u>	9												
B	三者連絡協議会	1	1						1					2	2	1	2	1				
	在沖縄日米危機管理会議																			<u>1</u>	1	1
	沖縄米軍基地問題協議会								4	8	1											
	沖縄政策協議会									<u>7</u>	6		2					1				
	渉外関係主要都道府県知事連絡協議会						1							1	1					2	1	
C	沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会	<u>3</u>	2	2	2	1	1	3			4	2	4	3	4	1						
	跡地対策協議会																2	3				
	沖縄県旧軍飛行場用地問題解決促進協議会													<u>2</u>	2	4	5	5	2	4		

[注] 数字下の下線は当該会議の初回年度の会議数を示す。

「日米合同委員会」があり、また設立から2年で廃止される SACO と呼ばれる委員会が見て取れる。これは正式には「沖縄における施設及び区域に関する特別行動委員会」(Special Action Committee on Okinawa) というものであるが、「施設」「区域」という表現からわかるように沖縄県米軍基地の縮小、返還、移設をもっぱら議論する委員会であった。(その具体的な内容は表3を参照) これはすでに始まっていた米軍基地の再編問題を加速させることとなったが、その直接の契機となったのは1995年9月に3人の米兵による少女暴行事件である。沖縄県に所在する米軍基地問題に対する世論の高揚をみて日米政府は基地存続への危機感から素早い対応を迫られたのである。この委員会は日米地位協定の運用改善、米軍施設の整理統合という包括的課題と共に、長年の念願であった県道104号線越え実弾射撃訓練の移転などを目指したものであった。その「最終報告」に普天間飛行場など6施設の返還、北部訓練場など5施設の一部返還を合意した。実現すれば沖縄米軍基地の2割余りが縮小するはずであった。それから10数年、土地返還では安波訓練場、楚辺通信所(いわゆる「象の檻」)、読谷補助飛行場、瀬名波通信施設の返還が完了したが、普天間飛行場、キャンプ桑江、牧港補給地区、那覇港湾施設、キャンプ瑞慶覧については表3に見るように、いまなお協議が継続中である。とりわけ普天間飛行場の移設が初めて謳われた SACO であったが、その後移設先をめぐってやがて20年近くにわたり論議が重ねられ、日本政治の一大論争と難問のひとつとなった。

「日米合同委員会」(代表は、日本側が外務省北米局長、米側は在日米軍司令部副司令官)は日米地位協定(第25条)に基づいて設置された日米間事務レベルの正式な機関である。やや定期的であると共に何らかの事案に関して集中した会議がもたれていることが開催年と会議回数からわかる。この合同委員会は、もともと日米地位協定の実施、つまり基地や他の便宜提供などに関して協議するものであるが、基地負担や基地環境などに関しても議論されとりわけ沖縄県において注目される委員会である。返還問題に関して最も重要なものは1990年6月の委員会において確認された事案(「23事案」として沖縄県では言及される)であった。それは国頭村、東村の「北部訓練場」から浦添市の「陸軍貯油施設」までの17施設に関する23の事案について全部もしくは一部の返還に向けた調整と手続きに関するものである。表3を見るとその返還状況がわかる。

③三者連絡協議会

B欄には沖縄県、日本政府、在沖米軍の三者間、沖縄県と日本政府の二者間にかかわる協議体をまとめてある。その中の「三者連絡協議会」(通称「三者協」)の初回の会合は1979年7月。こうした協議体の中で先駆けとなったもので、おそらく復帰後の沖縄にとって米軍を当事者とする最初のフォーマルな協議体であろうと思われる。(先の「沿革」にはその関連記事がなく、すべての会合が表4には記載されてはいない)「三者」とは沖縄県、那覇防衛施設局、および在沖米軍。毎四半期に1回の開催が想定され、協議事案は「基地に関する諸課題で、現地レベルで解決できるものに限られる」とある。(2008年版『沖縄の米軍基地』、

p.411) その下部機関として幹事会が設置されており、上部会議の協議会が79年から2003まで24回開催であるのに対し、同期間に62回もの開催、1999年から2002年の4年間に関しては35回の幹事会を見ており、この期間に多くの課題を担ったことがわかる。「現地レベル」問題は、航空機騒音対策、航空機関連事故、諸事故の迅速な通報体制、その再発防止、米軍の綱紀粛正、緊急車両の基地内一時通行、あるいは米軍人・軍属の任意自動車保険の加入状況など、基地内ばかりでなく基地外における事故・事件に悩んできたことが「沿革」から見て取れる。また「現地レベル」を越えた大きな課題に関しては東京での日米合同委員会に諮らねばならなかった。(たとえば山内徳信・水島朝徳『沖縄・読谷村の挑戦』岩波ブックレットNo.438, p.24, p.33)

協議会は第1回(1979)から第16回(1995)まで毎年の開催であったが、会議の「性格や議題の範囲等について」メンバー間の「認識の齟齬が生じ」、4年の間休会、1999年に再開したとある。(2008年版, p.98) この三者協は「基地と地域社会」との関係を考えるうえで最も重要なものである。つまりこの種の「現地レベル」の諸問題を議論する会議が地域社会と基地“社会”とを結び付ける制度的なインターフェイスを構成するからである。例えば、米側ボランティアによる英語教育プログラムの開始、「スペシャルオリンピック」という名のスポーツを通じた交流、環境セミナーの開催などの実施があった。なかでも重要なのが大規模災害時における基地と地域との連携問題である。同じく米軍基地を抱える神奈川県が阪神・淡路大震災の後、災害時において米軍との「相互応援マニュアル」を作成したことから、沖縄県においてもそうしたものの必要性が論じられ、これが1999年7月の「三者協」再開のきっかけとなったようである。

④在沖縄日米危機管理会議

現地レベルでは対応できない基地外における事故に関して「在沖縄日米危機管理会議」が設けられたが、その契機は1995年の「暴行事件」に劣らず沖縄県民を震撼させた出来事があった。2004年8月13日、宜野湾市の沖縄国際大学のキャンパスに普天間飛行場のヘリコプターが墜落、幸い死傷者がなかったものの人家密集する地域にこのような事故が起こったことがあらためて基地と共にある日常生活の現実を認識させられた。これを機に「日米合同委員会」が、米軍航空機が墜落した目的地以外に着陸を余儀なくされた場合には米軍は日本当局に通報すること、現場保全や救助など必要な措置を行うことなど事故に関する役割分担と連携強化を目指したガイドラインを定めたことから設けられたのがこの危機管理会議で、初回は2005年11月、毎年1度の開催のようであることが表4からわかる。会議規定はなく、外務省沖縄事務所、那覇防衛施設局、沖縄県警、2014年1月7日イギリス東部の海岸に訓練中の米軍ヘリが墜落したが、現場保存のため現地警察は米軍関係者の立入りを制限したが、冲国大のヘリ墜落のケースでは米軍が沖縄警察の立入りを禁止した。日米地位協定に対する問題性を浮上させるものであった。第11管区海上保安本部、沖縄県、在沖米4軍の担当者らである。(琉球

新報, 2005. 11. 29)

⑤沖繩米軍基地問題協議会

これもまた SACO 設置と同様に 1995 年 9 月の「暴行事件」を契機として当時の村山富市内閣が事態を憂慮、設置したのであるが、この事件の背景には、直接的には先に述べたように大田昌秀沖縄県知事が、駐留軍用地の強制使用に関する特措法に基づく土地調書・物件調書に国に代わって行う署名・捺印を拒否したこと、すなわち地方自治法に基づく機関委任事務としての職務執行を拒んだことが関係している。村山政権はこの業務代行拒否を見るに及んで、一方で職務執行命令訴訟を行うと同時に、問題解決つまり如何に沖縄を慰撫するかという認識の上から新たな方策の創設の必要があった。そこで 11 月 17 日この協議会設置という閣議決定を行うのである。下部機関として幹事会も設けられた。関係する省庁や閣僚に関する記述がないので法的な制度ではないのではないかと思われるが、国と県との間に特定県が直接的に中央政府に物申す装置はたぶんこれを嚆矢とするものだろう。11 月 25 日の初会合において大田知事は基地の縮小整理、日米地位協定の見直し、騒音防止協定の早期締結、基地被害の未然防止と完全補償、三者連絡協議会の活性化の 5 項目について早速要請した。その後、さらに沖縄県は基地返還アクションプログラムの提出、返還計画の策定要請、国際都市形成構想・経済振興策の説明など基地問題とは異質の要請を行うようになる。そして沖縄県にとっては基地問題を折衝する中央政府へのルートであったはずのこの協議会は自然解消したようである。1997 年 2 月の幹事会を最後にこの協議会に関する記述は「沿革」に見ることが出来ない。替わってしばしば登場するようになるのが「沖縄政策協議会」である。

⑥沖縄政策協議会

1996 年 9 月、橋本内閣の下でその設置の閣議決定を見るが、ここで推測できることは、政府は沖縄県の諸要求を「基地問題」と「沖縄振興」という二つの課題を分けて処理する方策を定めたように見える。前者に関する対策は何も沖縄県だけに限るわけではない。次に示すように米軍基地のある他の都道県との協議会を通じても受けることができるからだ。ところが県の振興策に関しては、既に 40 年以上にわたって継続する沖縄振興の特別措置法という法制がありながら、さらに別途の特例を設けるのである。同年 10 月、その初会合が首相官邸で開かれ、協議会の下に「社会資本」「産業・経済」「環境・技術・国際交流」という 3 つの作業部会を設置することが決定したことからはそれは推測できよう。以後この協議会は沖縄振興策に関する中央地方政府間協議の中核となっていくことはその構成メンバーが首相を除く関係閣僚と沖縄県知事で、内閣官房長官が主宰することからもわかっていよう。実は沖縄振興とは基地負担軽減と表裏の関係にある、つまりアメとムチとでもいおうか振興策への財政支出は基地存在の容認があつてのことだからである。以後、「沖縄の米軍基地負担軽減」と「沖縄振興」とは二人三脚であることが毎年予算編成においてみることが出来るのである。その最たるものは民主党政権による沖縄県に対する「一括交付金」であり、政権交替後の自民党安倍政権による一連の

沖縄慰撫策である。

⑦ 渉外関係主要都道県知事連絡協議会

その他、沖縄県にのみ限らない例として在日米軍基地をめぐる基地問題に対処する全国団体の「渉外関係主要都道県知事連絡協議会」(通称「渉外知事会」という機構がある。沖縄県にとって自ら固有の基地問題の対策を訴える対象は、中央の立法府であるよりは行政府の関係省庁であるが、それは常にアドホックに行うものでしかないのに対し(後述する「沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会」がその例である)、この協議会は沖縄県にとって中央政府に対する制度的な装置である。

付け加えるなら沖縄県は、この協議会では埒のあかない諸問題の解決に関して長年の軍用地闘争の中から沖縄固有の問題解決に向けたルートを開発している。それは本来なら「2+2」におけるような国家間論議であるが、一地方自治体でありながら霞が関の外務省、防衛省など日本政府の頭越しに直接ワシントンの米政府国務省、連邦議会、米軍関係者などに持ち込むという日本復帰前に培った手法である。

さて、この知事会は日米地位協定によって米軍に提供される基地の施設や区域を抱える14の都道県の知事で構成される。14の都道県のうち、沖縄県(73.94%)を別格として米軍基地面積の占める割合の比較的高いのは青森県(7.66%)や神奈川県(5.86%)であるが(2010年現在)、基地の縮小、基地に起因する諸問題への対応や地位協定の見直しなどを求めて日米政府に「基地対策に関する要望書」を提出してきた。毎年のような政府への要望もその内容に本質的に変わるものではなく、基地の「整理縮小・早期返還」、日米地位協定の「改定」、基地所在県に対する「財政」支援が大ききところである。その効果があったというべきか、2013年度における要望の極めて小さな一部ではあるが、在日米軍の軍人・軍属による犯罪の開示に関する地位協定の運用を見直すことが日米合同委員会で合意された(日本経済新聞、2013年10月8日)。これまでは米側の刑事裁判で確定した判決内容だけしか日本側に通知されないため米兵の処分結果の公表を沖縄県が求め続けてきたが、日本側が照会しない限り米側は確定してない裁判の状況や懲戒処分に関しては明らかにせず、日本側は被害者や家族にその照会内容を非公式に伝えるだけであったのである。

5. 返還土地をめぐる諸協議体と「軍転法」

C欄には先の「沿革」に見出した軍用地返還に関する国と沖縄県の協議会と県内の協議会を示している。この三つの会議のほかに、「沖縄県軍用地返還跡地利用計画策定推進会議」「沖縄県軍用地跡地利用促進連絡協議会」(本部長 沖縄県副知事)という紛らわしい名称のものがあつたが「沿革」を見る限りそれぞれの会議の性格が判然とせず、会議数も1,2度であつた。

⑧沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会

表2に見たように、沖縄県の軍用地返還は日本復帰後の1970年代前半から徐々に進行するが、その返された諸軍用地の所有者を確定する作業は土地境界が不分明のため終結を見ていなかった。したがって、一方において国が1977年「位置境界不明地域」を明確化する特措法を立法化し、他方において県は土地の境界明確化の作業を進めながらその利用や転用に関する議論を始めていった。そこで1978年4月、県はそうした問題の対処する嚆矢となった審議会、「沖縄県軍用地転用対策審議会」を設置(以後「審議会」と記す)、それに基づき県は、すでに基地が所在する市町村を交えた「沖縄県軍用地転用促進協議会」(会長 西銘順治)を発足させていたが、これを1980年1月に名称変更、「沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会」(通称「軍転協」)として再発足させるのである。

軍用地所在の関係市町村それぞれの首長が構成メンバーで、離島の石垣市、宮古島市、久米島町、北大東村を加えて28団体の長からなる。会則を見ると、その目的(第2条)は沖縄県内に所在する米軍と自衛隊とが使用する土地、および未利用のその跡地について、県・市町村の相互間の連絡・協調を行い返還軍用地の利用・転用の促進を図り、同時に基地から発生する諸問題について協力して解決するものとある。「沿革」を見ると、その事業は日本政府の関係省庁に対して返還要望、返還土地の利用、転用に関する特別措置を要望するとともに、基地存在から生じる犯罪、騒音、環境浄化などの諸問題を何とかしてくれと掛け合ってきた様子が読み取れる。

「審議会」と「軍転協」は連携しつつ軍用地の転用・利用に係る立法を考えていて、前者は1991年8月に県から諮問を受けていた要綱案(「沖縄県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地の跡地の利用の促進に関する特別措置法」)を県知事に答申、後者はその議員立法による制定に向けて、国の関係諸機関すなわち沖縄開発庁や外務省などに要請した。これはやがて“自社さ”という社会党主首班の村山政権の下で1995年6月に通称「軍転特措法」ないし「軍転法」(最終的には法律名は「沖縄における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」)として施行されたように、この跡地利用に関する初めての立法には「軍転協」の大きな貢献があった。協議会発足当時から「基地返還」「跡地利用促進」「軍用地転用促進」の特別措置をなすよう法の早期制定を求めて関係省庁や国会議員等に毎年のごとく要請してきたからである。「軍転特措法」の成立後も、首相官邸に日米地位協定の見直し、基地の整理縮小、さらに事件・事故の未然防止、発生時の連絡体制の整備等について外務省、防衛庁、米国大使館、さらには防衛施設庁にも陳情する。

また2000年いわゆる“地方分権一括法”が制定されたように、90年代後半は機関委任事務の見直しなど地方分権を推進する機運が大いに盛り上がった時代であったが、「軍転協」は軍用地にかかる土地の使用・収用に現行通り地方公共団体が関与できるように求めることのほか、日米防衛協力のための指針に基づく「周辺事態安全確保法」の制定において後方地域支援

及び後方地域搜索救助活動には地方公共団体との協力が欠かせないのであるから、これに対して的確な情報伝達や地元意向の尊重を行うようななどの注文を出したように県・市町村一体となった行動が見られた。

6. 「跡地利用推進法」

先に、政府は沖縄県の諸要求を「基地問題」と「沖縄振興」という二つの課題を分けて処理する方策を定めたと述べたが、1999年7月「軍転協」においても政府に対する要請を「基地から派生する諸問題」と「軍用地跡地利用の円滑な推進に関する要請」との2本柱とすることを確認した。前者の諸問題とは「米軍人・軍属等の綱紀粛正、生活環境・自然環境の保全、事件・事故通報体制の円滑な運用と調査結果の速やかな公表、基地内道路の共同使用の実現など」である。(「沿革」p.73) 課題をこのように二つに分けたことは日本政府の意向に沿うものであると共に、自らがその制定を推進した「軍転特措法」を見直し改正する布石でもあった。結果的にこの時から沖縄振興策と跡地利用策とが交差、セットになって展開する暗黙の了解がここには見られる。2002年、「沖縄振興特別措置法」は1972年以来3度目の措置期間延長を行う。その際、同法第7章に跡地利用の促進と“円滑化”のための措置が盛り込まれ、返還跡地の利用に国が責務を定め積極的に関与する法的措置が取られることとなった。

法制定から4年後の1999年2月「軍転協」はすでに法の見直しに向けた要望書(返還跡地が活用され利益を生むまで時間がかかるので「給付金」の支給期間を3年から7年に延長、返還跡地の未利用期間の固定資産税の減免措置など)をしたためていたが、さらに続けて法改正に向けて活躍する。その主役は当然、軍用地料に関して日本政府(防衛施設庁)に対する当事者で通称「土地連」(「沖縄県軍用地等地主連合会」と呼ばれる利益団体である。先ず土地連が1999年6月野中官房長官を訪ね、次いで軍転協が8月法改正の要望書を提出する。その1週間前、すでに稲嶺沖縄県知事は跡地利用にかかる法改正の「4項目と行財政上の特別措置、跡地利用整備実施機関の設置に関する制度確立」(「沿革」p.67)を要請するという呼吸の合わせ方であった。(4項目とは跡地利用に支障のある環境浄化、不発弾処理など国が行う措置の実施計画策定、地主に支払う「給付金」要件の改正、返還された跡地の早期の調査・測量、国有地の跡地の譲与・無償貸付)

また、沖縄県は跡地の有効な活用を遅滞なく進めるためだろうか、2000年3月沖縄県の外郭団体などあらゆる県の機関から「一坪地主を役員から排除することと求める陳情」を与党賛成多数の下で採択してもいた。(「沿革」p.70)

こうした政治攻勢は実を結び、これも再び非自民政権である民主党政権の下であったが2012年4月、新法を制定させる。すなわち従来の「沖縄振興特別措置法」と「軍用地返還特措法」(軍転法)とは2012年3月に期限が切れる時限立法であるため、前者の第7章と後者の法趣

旨とを一元化した新法である。法律名称も新規に「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」(これは改正軍転法と呼ぶべきだが、「跡地利用推進法」として言及される。2022年3月までの時限法)となった。

政権交代前の自民政権が普天間移転問題を抱えていたこともそれに反映したであろうが、軍用地返還後の地主に対する補償の見直しはかなりなもので、これまで軍用地の返還は返還日からその引渡日までの3年限りとして軍用地料相当の金額を補償していたが、これを「引渡し日の翌日から3年間」と変更することによって土地の返還日と引渡日とを別箇に定め、土壤汚染、不発弾の発見などの調査によって引渡日が長引くことなど地主が気に病むことがなくなり、また給付期間が3年の終了間近になっても当該土地が土地区画整理事業における土地であると認可されれば、さらに政令で定められるまで相当期間にわたって「特定給付金」と呼ばれる金額を確保できることとなった。また都市計画など行政が大規模な土地の必要から特定地を指定する場合には、買収金額の5000万円までは特別控除の対象として地主に譲渡所得税の配慮をすることとなった。土地の返還日と引渡日との期間などにおいて返還後の跡地整備に関しては政府が責任を以って担うという法の基本理念を明記する法改正であったのである。

また跡地利用の促進のために国、沖縄県、関係市町村による協議会の設置という新たな条文を設けたが、これはこれまで存在した機構を再確認するものであった。すなわち、跡地利用に関して国が積極的に関与する制度的機構は、すでに2002年8月の「跡地対策協議会」の設置であり、その初会合は9月首相官邸で行われていた。これは国(沖縄担当大臣)、県(沖縄県知事)および跡地関係市町村の代表(宜野湾市長、北谷町長)によって構成されるハイレベルの協議会である。他方、跡地利用の促進に関する県と跡地関係の8市町村との連携に向けて「跡地関係市町村連絡・調整会議」(主宰は沖縄県副知事)として発足させていた。こうした跡地利用促進の諸議論の中で最も大きなものがSACO合意にあった普天間飛行場の移転促進に関する取り組みであり、返還予定のキャンプ桑江北側地区、読谷補助飛行場などであった。

7. おわりに

⑨沖縄県旧軍飛行場用地問題解決促進協議会

跡地利用とは関係ないが、接収された軍用地の返還をめぐる沖縄県におけるいわば社会的な“さざ波”とでもいうべき現象を引き起こしたものに「沖縄県旧軍飛行場用地問題解決促進協議会」というものがある。それは旧日本軍が沖縄県において強制接収した土地をめぐる論争である。米軍によって強制接収された土地に対しては毎年上昇する軍用地料という地代が支払われるが、旧日本軍による接収地はすでに国有地であるから、そうした配慮は全くなされない。そこで元地主たちがその強制的な接収は今日再考されるべきだとしたのである。(新垣善栄「旧日本軍の接収用地問題」『新沖縄文学』68号、1986) そうした接収は沖縄本島、伊江

表 5 私有地の一人あたりの平均軍用地料

所有者による面積区分 (千 m²)

施設	全面積 千 m ²	国有地	県有地	市町村 有地	私有地	全地主 数	個人 地主数	年間賃貸料 (億円)	私有地の一人 あたり平均年額
北部訓練場	78332	71814	5846	202	470	70	66	4.5	4.1 万円
奥間レスト・センター	546	60	0	65	421	297	296	1.9	4.9 万円
伊江島補助飛行場	8015	1454	64	368	6130	1323	1320	14.07	81.5 万円
八重岳通信所	37	0	0	37	0	2	0	0.04	-
慶佐次通信所	10	0	0	0	10	1	0	未公表	-
キャンプ・シュワブ	20626	281	1966	13119	5261	528	524	24.71	120.3 万円
辺野古弾薬庫	1214	3	0	1039	171	49	47	1.72	51.2 万円
キャンプ・ハンセン	51182	1997	186	40110	8889	2106	2100	70.88	58.6 万円
金武レッド・ビーチ訓練場	17	3	0	0	14	24	23	0.12	43.0 万円
金武ブルー・ビーチ訓練場	381	53	1	1	326	212	209	0.6	24.6 万円
嘉手納弾薬庫地区	26579	992	14	12182	13390	3593	3586	103.46	145.4 万円
天願棧橋	31	15	0	0	16	9	8	0.13	83.9 万円
キャンプ・コートニー	1339	62	0	1	1276	687	685	12.44	173.1 万円
キャンプ・マクトリアス	379	30	0	1	348	256	254	3.7	133.8 万円
キャンプ・シールズ	701	26	0	1	674	306	304	6.75	213.5 万円
トリイ通信施設	1934	161	0	5	1768	1028	1026	13.67	121.8 万円
嘉手納飛行場	19872	1512	42	360	17958	9006	9001	252.18	253.2 万円
キャンプ桑江	675	14	0	4	656	590	588	9.84	162.6 万円
キャンプ端慶覧	6425	469	21	51	5884	4492	4485	86.16	175.9 万円
泡瀬通信施設	552	24	0	1	527	528	526	6.26	113.6 万円
ホワイト・ビーチ地区	1568	212	1	1	1354	951	948	9.67	88.1 万円
普天間飛行場	4805	359	0	68	4378	3031	3029	65.22	196.2 万円
牧港補給地区	2737	295	0	0	2441	2236	2235	45.6	182.0 万円
那覇港湾施設	559	210	35	15	298	1020	1017	19.81	103.8 万円
陸軍貯油施設	1277	85	12	197	982	824	820	12.28	115.2 万円
鳥島射撃場	41	0	0	41	0	1	0	0.02	-
出砂島射撃場	245	0	0	245	0	1	0	0.14	-
久米島射撃場	2	0	0	2	0	1	0	未公表	-
浮原島訓練場	254	0	0	0	254	101	101	0.22	21.8 万円
津堅島訓練場	16	16	0	0	0	国有地	0	-	-
黄尾嶼射撃場	874	0	0	0	874	1	1	未公表	-
赤尾嶼射撃場	41	41	0	0	0	国有地	0	-	-
沖大東島射撃場	1147	0	0	0	1147	1	1	未公表	-

2008 年版のデータから作成

個人地主数 = 全地主数 - (国, 県, 市町村数)

私有地の一人あたりの平均年額 = 私有地面積 / 全面積 × 年間賃貸料 / 個人地主数

島, 宮古島, 石垣島において行われたが, 特に本島の読谷補助飛行場 (旧日本軍による「北飛行場」), 嘉手納飛行場 (その一部が「中飛行場」) には旧軍によって接収された土地が今は国有地となって存在するから穏やかではなかったのである。1977 年, 元地主たちは那覇地方裁判所へ土地の所有権確認を求める訴訟を起こしたが, 1985 年敗訴の判決を受け高裁に控訴した。一方, 日本政府は 2000 年 3 月, 旧日本軍による強制接収地に関して政府見解を閣議決定し, 旧軍による土地代金払いは「私法上の売買契約に基づいて代金が支払われたと判断している」とした。(「沿革」 p.70) それでも納得できない地主たちが結成したのが件の協議会であった。

敗訴はしたが、こうした事案は沖縄の地籍問題と同様に「戦後処理」の観点からなされるべきだとして政治解決による所有権回復を求めようと結成されたのである。しかし個人的な補償が不可能であると知ると「公益に役立つ形で解決策」というように協議会は要求をダウンさせる。他方 2003 年、国に個人補償を求めることを目的とした「旧軍飛行場地主会連合会」を那覇、嘉手納、読谷、宮古、石垣の 5 つの旧地主会が別途結成され、この問題の混迷が見られるようになった。そこで沖縄県の委員会であろうと思われるが「旧軍飛行場用地問題調査検討委員会」を設け、地主への個人補償と所有権回復は困難との結論を出し、飛行場ごとの団体補償で法人化による慰藉事業を行うべきとする報告書を提出した。県と関係市町村との間の連絡調整会議において、県がこうした団体補償による解決金支払いを国に求めるべきとの結論を出すことでようやくこの問題は終結したようである。因みに表 5 に見るように、嘉手納飛行場など地主たちが受け取る軍用地料は中でも一際目立つ。

先に社会的“さざ波”と呼んだが、この種の現象は現在同一町村に住みながら、その中には戦争前からの自分の宅地や農地を軍用地としての接収を免れた幸運な人々の間にも生じる“さざ波”でもある。隣人が軍用地料という年々一定の所得を確保できるときに感じるであろう相対的な剥奪感、これは旧日本軍に土地を接収された人々と同質のものであり、戦後の沖縄社会に表立っては語られない亀裂を生んでいるように思われる。

〔注〕

- (1) 瀧本佳史・青木康容「軍用地料の「分収金制度」(2)－入会地と戦後軍用地」『佛教大学 社会学部論集』第 56 号, 2013 年。
- (2) 新城俊昭『高等学校 琉球・沖縄史』東洋企画, 2004 年。100 頁。
- (3) 金武町誌編纂委員会編『金武町誌』1983 年, 年表参照。
- (4) 同上, 492 頁。
- (5) 同上, 496 頁。
- (6) 新城, 前掲書 104 頁。
- (7) 同上, 160 頁。
- (8) 同上, 177 頁。
- (9) ブラジル移民の 100 年, http://www.ndl.go.jp/brasil/s1/s1_1.html
- (10) 金武町史編さん委員会編『金武町史 第一巻 移民・本編』1996 年。参照。
- (11) 同上, 17-19 頁。
- (12) 金武町誌, 421 頁。
- (13) 金武町史, 19-22 頁。
- (14) 同上, 25-28 頁。
- (15) 金武町史編さん委員会編『金武町史 第一巻 戦争・資料編』2002 年。2-5 頁。

(たきもと よしふみ 公共政策学科)
(あおき やすひろ 元佛教大学社会学部教授)
2013 年 10 月 31 日受理